小諸市役所土木工事特記仕様書

令和６年４月１日適用

　本工事の施工に当たっては、小諸市建設工事請負契約書（請書）、小諸市小規模工事事務取扱要領、「土木工事現場必携（長野県）」、｢長野県土木工事施工管理基準（建設部・農政部）｣、｢長野県土木工事共通仕様書（建設部・農政部）｣、及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。

１．施工条件

（１）工事概要

　①工事名：令和６年度　市単　○○事業　△△地区　□□工事

　②工事箇所：小諸市　大字　☆☆　字　××

　③工期：着手の日～令和７年3月＊＊日

　　　　　　　施工者希望型週休２日工事　　対象工事　　　対象外工事

　④工事概要：金抜設計書のとおり

（２）工事関連資料

　本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料及び地質調査の報告資料は、閲覧が可能で、契約後は貸与も可能である。

（３）現場の制約条件：埋蔵文化財　　あり　　　なし

：その他　　特になし　　　あり

（４）地元・関係機関との協議内容：

地元区、近隣住民に説明を行うこと。

　　　　工事着手前には、前もって区内回覧等で周知を図ること。

（５）近接工事：なし

（６）未買収地：なし

（７）補償工事：なし

（８）工事支障物：なし

　　　　　　　　　※上水道、下水道、ガス管、電信埋設物などの地下埋設物は、必ず調査を行い確認し監督員に報告すること。

（９）工事用借地：なし

（10）指定仮設：なし

（11）小諸市公共基準点の復元：

　　　　工事により小諸市公共基準点を復元する必要がある場合は、「小諸市公共基準点管理保全要綱」により進めること。

（12）残土：

・処分地を指定しているので、受入伝票等で管理し提出すること。

・積算に用いる残土量は設計図書の数値を採用し、受入伝票は確認に用いる。

・数量の変更が見込まれる場合は、写真撮影や縦横断図の作成などにより土量が確認できる資料を添えて協議すること。

・処分地を変更する場合は施工計画書提出時に場所及び運搬距離について記載し、変更協議を行うこと。ただし運搬費、処分費は当初計上をそれぞれ上限とした内数での変更とする。なお、処分費が発生しない場合は全額減額とする。

（13）隣地境界杭：

用地境界杭及び鋲について、工事により支障になる場合は、工事開始に先立ち監督員と協議

及び関係者の立会等を行うこと。

工事終了後に、関係者の立会等により、用地境界杭及び鋲の復元又は設置を行うこと。

２．施工計画

（１）施工計画書

1. 請負代金が５００万円以上は通常とする。
2. 500万円未満は小規模工事用（様式第１号）、130万円未満は少額工事用（様式第２号）の施工計画書を提出することができる。この場合、施工方法は現場に備え置き、作業員等については別途指導を行うこと。少額工事の施工計画書は現場代理人届も兼ねるため、契約後5日以内に提出すること。
3. 工事内容に変更があった場合は、「変更施工計画書」（当初施工計画書に修正）を作成し提出すること。ただし、軽微な場合及び変更契約日としゅん工日の間が１４日程度の場合の変更施工計画書は監督員との協議により提出を省略することができる。

（２）施工体制

　　下請工事がある場合は、下請負人一覧表を提出すると共に施工体制台帳・施工体系図を作成し、工事着手までに監督員に提出すること。（施工計画書に添付）

　　また、工事現場に備えておくこと。

　　ただし、自社のみの施工又は下請け業者が産業廃棄物処理業者・交通整理員（ガードマン）のみの場合は提出不要とするが、契約書の写しは提出する。

（３）起工測量

　　設計図書に示されている数値と測量結果に差異が生じた場合は、測量結果を監督員に提出すること。差異が無い場合は、その旨を施工計画書に記載すれば別途の提出は不要とする。ただし、仮ＢＭ・引照杭を設置した場合はその資料を提出すること。

（４）周辺環境保全

1. 環境への配慮

環境対策を施工計画書へ記載し、実施すること。

1. 公道への配慮

現場から発生土等の搬出時には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は請負者の責任において処理すること。

1. 第三者災害への対応

施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念される場合は、事前に監督員と協議し調査・測量・写真記録などの対応をとること。

④ 労働環境の配慮

　労働者の労働環境・衛生整備のため、便所は必ず設置すると共に、休息事務所はなるべく設置する。

（５）週休２日工事

1. 週休２日（４週８休）の実施を希望する場合、契約後速やかに施工協議書等により発注者へ申し出るものとする。
2. 受注者は、工事着手までに週休２日取得が確認できる書類「休日取得計画表」等を発注者に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完成日を計画表に明記するものとする。なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。
3. 受注者は、掲示板を作成し、週休２日を実施する工事である旨を公衆の見えやすい場所に明示すること。
4. 工事完了後、「休日取得計画・実施表」等に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌等）とともに提出するものとする。
5. 週休２日工事に取り組んだ工事については、現場閉所状況に応じて、要領に基づき費用を計上するものとする。

　３．施工管理

（１）工事打合せ簿（施工協議書）

　　施工計画書は設計変更に関わる事項が多いので、十分な現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を打合せ簿で明確に記載して早めに協議し、双方で行き違いのないようにすること。

（２）再生資源

1. 再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、下表に該当する工事が対象になるので、該当がある場合は、建設副産物情報交換システム（CＯBRIS）に登録すること。監督員と協議し、Excelデータで提出することもできる。

|  |  |
| --- | --- |
| 再生資源利用計画書（実施書） | 再生資源利用促進計画書（実施書） |
| 次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事1. 土砂・・・・・・・・・500㎥以上
2. 砕石・・・・・・・・・・500ｔ以上
3. 加熱アスファルト混合物・200ｔ以上
 | 次のいずれか１つでも満たす指定副産物を搬出する工事1. 土砂・・・・・・・・・500㎥以上
2. （ア）（イ）（ウ）の合計・200ｔ以上
	1. コンクリート塊
	2. アスファルトコンクリート塊
	3. 建設発生木材
 |

1. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示すること。竣工時には一覧表を提出としマニフェストの原本は提示すること。

（３）協議資料

1. 関係官公庁と協議し、許可、承諾を得た場合はその資料を監督員に提示し、請求があった場合は提出すること。
2. 地域住民と工事施工上必要な交渉は自らの責任において行い、その交渉内容は、文書で確認し監督員に報告し、指示があればそれに従うこと。

（４）材料品質承認

1. 材料の使用にあたり、あらかじめその製品・品質について監督員の承認を得なければならない。ただし、小諸市ホームページ記載の「令和６年度建設材料一括承認について」に示す材料については承認願の提出の必要はない。

少量の材料については監督員と協議すること。

なお、工場によっては、製品の一部が承認されていないものもあるため、一括承認の該当について監督員に確認すること。

下記の特殊製品及び指定材料については、工事完了時に品質証明及び出荷証明を提出する。その他一般材料ではメーカー等が判明するよう写真撮影により報告する。

1. 特殊製品
2. 指定材料
3. 生コンクリートの粗骨材の最大粒径25mmで設計されているものを20mmで現場施工することは承認不要とする。また、強度についても18N/mm2で設計されているものを21N/mm2以上で施工するときは承認不要とする。
4. 砕石について、特に明記が無い場合は再生材を使用することとし、材料承認願を提出すること。

（５）材料確認

　　監督員に確認を指定された材料については、搬入時に、その外観・品質・数量などの確認を得なければならない。やむを得ず監督員の臨場確認が出来ない場合は、説明資料（メーカー・外観・寸法・数量・写真・品質証明書など）を作成し提出すること。

（６）段階確認書（検査記録票）

　　丁張設置完了時、床掘完了時、基礎施工時、型枠完了時、鉄筋組立完了時、主要な工事施工段階の区切目などの時点で監督員の検査（段階確認）を受けること。監督員が臨場できない場合は、机上検査等、監督員の指示に従うこと。

（７）休日・夜間作業届

　　現道上の工事の場合、休日・夜間作業届を提出すること。現道上以外の現場で、工程会議などで双方が確認できていれば届出の必要はない。

（８）排出ガス対策型・低騒音型建設機械

　　排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用し、写真は提出すること。

４．安全管理

（１）安全教育・研修・訓練

工事現場では、労働災害及び公衆災害防止に努めるとともに、下請け業者を含め全作業員を対象に定期的に月に半日以上の安全教育・研修及び訓練を行い、その資料を提示すること（写真は提出）。ただし、請負代金が250万円未満の場合は資料提示不要とする（写真は提出）。

（２）店社パトロール・機械等日常点検・過積載防止対策等

店社パトロール・機械等日常点検・過積載防止対策等を定期的に行い、その資料を提示すること（写真は提出）。ただし、請負代金が250万円未満の場合は資料提示不要とする（写真は提出）。

（３）工事事故

工事現場内及び工事現場に隣接する場所において、工事の施工に起因して工事関係者に死亡者、負傷者等が発生した場合、また、建設機械が転倒・転落した場合は、速やかに監督員に通報すること。（日時、場所、被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災程度、病院名など）、事故概況、写真、経過、関係機関との対応内容など）

５．工程管理

（１）実施工程表

円滑な工事実施とその統制を図るために作成すること。

６．品質・出来形管理

（１）品質管理

1. 品質管理については長野県建設部（農政部）品質管理基準により管理し、資料を提出する。ただし、使用量が少量の場合は監督員との協議又は指示により以下のものを省略することができる。なお、構造物及び上下水道工事については、埋戻材（路体・路床・下層・上層）の密度試験を延長100m未満1箇所、100m以上200m未満2箇所、200m以上3箇所以上実施すること。
* セメントコンクリート

小規模工事で１工種当りの総使用量が２０㎥未満（ただし重要構造物は除く）

塩化物総量規制、スランプ試験、コンクリートの圧縮強度試験、空気量測定

* 棒鋼一般

径別、材質別に使用数量が１００㎏未満（ただし重要構造物は除く）

品質証明書（ミルシート）

* 下層路盤、上層路盤、アスファルト舗装、道路土工

施工面積が２００㎡（プルフローリングは５００㎡）未満

道路土工=現場密度の測定、プルフローリング

下層路盤=現場密度の測定、プルフローリング

上層路盤=現場密度の測定、粒度（2.36mmフルイ・75μmフルイ）

AS舗装=現場密度の測定、温度測定、切取供試体の測定、平坦性の測定、

瀝青材散布量の測定

簡易舗装工=現場密度の測定、粒度（2.36mmフルイ・75μmフルイ）

　　 ・市道部の仮舗装におけるアスファルト舗装

　　　　　AS舗装=切取供試体の測定、平坦性の測定、瀝青材散布量の測定

　　 ・区画線

　　　　直接工事費額で１０万円未満の厚さ管理

* + 測定結果総括表
	+ 測定結果一覧表
	+ 品質管理図表（測点数が10点未満の場合は品質管理図表の作成を不要とする。）
	+ 度数表（ヒストグラム）
1. コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験などは、原則として（公財）長野県建設技術センター試験場にて行うこと。
2. ５０㎥以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。同技術者は主任技術者及び監理技術者との兼務が可能である。
3. その他

納品伝票で生コンクリート及び交通整理員は工事竣工時に提出する。それ以外は会社にて保管し、竣工検査時に提示すること。

（２）出来形管理

　 ①出来形管理については、長野県建設部（農政部）出来形管理基準により管理し、下記資料を提出する。ただし、測点数が１０点未満の場合は、出来形管理図表の作成は不要とする。なお、舗装工の延長は水平距離とするが、維持工事等では、監督員との協議により斜距離で出来形管理することもできる。

　　 ○測定結果総括表

　　 ○測定結果一覧表

　　 ○出来形管理図表

　　 ○度数表（ヒストグラム）

　　 ②測定について

　　 ・測定位置

　　　 現地の測定位置は、ペイント、鋲、杭等で明確にしておくこと。

　　 ・直接測量の原則

　　　 測量の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておくこと。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意すること。

　　 ・マーキング

　　　 測定位置にはペイントで丁寧に記入すること。延長については当該構造物の起終点に記入すること。延長が長く、また屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長をペイントで記入しておくこと。

　　 ・不可視部

　　　 不可視部については、測定方法、箇所等適切に検討し測定を行うこと。

（３）写真管理

　　写真管理については、長野県建設部（農政部）写真管理基準により撮影し提出すること。

７．工事検査

（１）工事書類

　　提出する書類は、小諸市ホームページ記載の「工事書類簡素化一覧表」のとおり。

８．その他

（１）高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

請負者は自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督員へ提出することができる。

（２）指導事項

別紙のとおり

（３）積算基準及び標準歩掛について

長野県建設部（農政部）「積算基準及び標準歩掛」・全国簡易水道協議会「水道事業実務必携」に基づいて積算している。

なお、担当課からの工事起案日を基準日として歩掛および単価を採用している。

別紙

指導事項

（１）建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

　　　工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

（２）建設工事の適正な施工の確保について

　　一　建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

 二　建設業法第２６条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

 三　請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第１５条第２号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

 四　一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

（３）労働福祉の改善等について

　　　建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

（４）建設業退職金共済制度について

　　一　建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

 二　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

　　三　請負代金の額が８００万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

 四　建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

　　五　共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

 六　建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

 七　下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

（５）ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

 一　積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二　過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

 三　資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

　　四　さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

 五　過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。

 　六　取引関係のあるダンプカ－事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

 七　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等（ながのダンプ協議会、長野県ダンプ協会）の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

 八　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

 九　以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

十　上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。